

昭和五十九年政令第二百二十六号

旧軍港市転換法第六条第一項の財務局を定める政令

内閣は、旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

旧軍港市転換法第六条第一項の政令で定める財務局は、関東財務局とする。

附 則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。